

第14回みどりの食料システム戦略本部 概要

1. 日時：令和6年8月30日（金）8:59～9:20
2. 場所：農林水産省 第1特別会議室
3. 出席者：坂本農林水産大臣、武村農林水産副大臣、舞立農林水産大臣政務官、高橋農林水産大臣政務官、渡邊事務次官、渡邊農林水産審議官、長井官房長、山口総括審議官、宮浦総括審議官（新事業・食品産業）、堺田技術総括審議官兼技術会議事務局長、谷村危機管理・政策立案総括審議官、三野サイバーセキュリティ・情報化審議官、西大臣官房審議官（技術・環境）、小林新事業・食品産業部長、深水統計部長、大島検査・監察部長、安岡消費・安全局長、森輸出・国際局長、松尾農産局長、松本畜産局長、杉中経営局長、前島農村振興局長、青山林野庁長官、森水産庁長官、安東関東農政局長、小峰報道官、川本秘書課長、望月文書課長、高橋予算課長、河村政策課長、八百屋広報評価課長、福島地方課長、佐藤環境バイオマス政策課長、久保みどりの食料システム戦略グループ長
4. 概要：冒頭坂本大臣御挨拶後、堺田技術総括審議官より、みどりの食料システム戦略に基づく取組の進捗状況について説明があった。次に、武村副大臣、舞立政務官、高橋政務官、森水産庁長官、森輸出・国際局長、渡邊事務次官より発言があり、最後に、大臣から締めくくりの御発言があった（大臣冒頭御挨拶までカメラ撮りあり）。

【冒頭御挨拶】

（坂本大臣）

本年は、農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法の制定から四半世紀という節目の年となる中で、時代にふさわしいものとなるよう見直しを行い、先の通常国会において基本法の改正法が成立した。本改正法では、見直しの柱の一つとして、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が位置づけられた。

これを踏まえ、今後、みどりの食料システム戦略の下、技術の開発・普及や関係者の行動変容を一層進め、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現していくことが重要。

また、こうした環境負荷低減の取組の推進には、消費者を含めた食料システムの関係者全員による理解と協働が不可欠。本年3月には、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全に貢献する生産現場の取組を星の数で表し、消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を本格運用している。

6月には農産物に表示するラベルの愛称を「みえるらべる」に決定し、今後、より効果的な情報発信を目指し、さらなる普及に努めていく必要がある。

本日は、みどりの食料システム戦略に基づく取組の進捗状況について報告いただく。

基本法の改正を契機として、より一層、みどりの食料システム戦略に基づく環境負荷低減の取組を加速していけるよう、本省・地方農政局等が一丸となって、現場の声を聞きながらしっかりと取り組むようお願いしたい。

（以上）